

京都市告示第 4 5 7 号

京都府環境を守り育てる条例附則第 10 項の規定により読み替えて適用される第 56 条第 3 項の規定に基づき、音量に関する遵守すべき事項を次のとおりとし、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

平成 24 年 3 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる音量以下とすること。

時間の区分	区域の区分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
午前 8 時から午後 6 時まで	55 デシベル	60 デシベル	75 デシベル	80 デシベル
午後 6 時から午後 8 時まで	50 デシベル	55 デシベル	65 デシベル	70 デシベル

備考 1 区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域として定められた区域
- (2) 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められていない区域
- (3) 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- (4) 第 4 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域

2 「デシベル」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用い

ることとする。

- 4 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 測定場所は、拡声機の直下の地点から 10 メートルの地点とする。

(環境政策局環境企画部環境指導課)